

1級製図R7合格するぞ【製図の合格率と傾向分析】2025年6月2日

R1から合格率のランク内容が変わった

年度	受験者数	合格		不合格	
		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅣ
平成21年	12,545人	41.2% (5,164人)	25.8%	23.0%	10.0%
平成22年	10,705人	41.8% (4,476人)	27.8%	23.5%	6.9%
平成23年	11,202人	40.7% (4,560人)	30.5%	18.1%	10.7%
平成24年	10,242人	41.7% (4,276人)	27.9%	18.2%	12.2%
平成25年	9,830人	40.8% (4,014人)	27.3%	19.2%	12.7%
平成26年	9,460人	40.5% (3,825人)	25.9%	20.3%	6.3%
平成27年	9,308人	40.5% (3,774人)	25.2%	23.3%	11.0%
平成28年	8,653人	42.4% (3,673人)	27.1%	20.7%	9.7%
平成29年	8,931人	37.7% (3,365人)	21.2%	29.9%	11.2%
平成30年	9,251人	41.4% (3,827人)	16.3%	16.5%	25.9%
令和元年	10,151人	35.2% (3,571人)	4.3%	30.8%	29.7%
令和2年	11,031人	34.4% (3,796人)	5.6%	24.3%	35.7%
令和3年	10,499人	35.9% (3,765人)	6.3%	26.9%	30.9%
令和4年	10,509人	33.0% (3,473人)	6.1%	32.4%	28.5%
令和5年	10,238人	33.2% (3,401人)	2.1%	22.1%	42.6%
令和6年	11,306人	26.6% (3,010人)	1.5%	23.9%	48.0%

建築資格研究会: www.kenchiku-shikaku.net

1級製図、令和7年に合格するぞ「製図の合格率と傾向分析」について解説します。

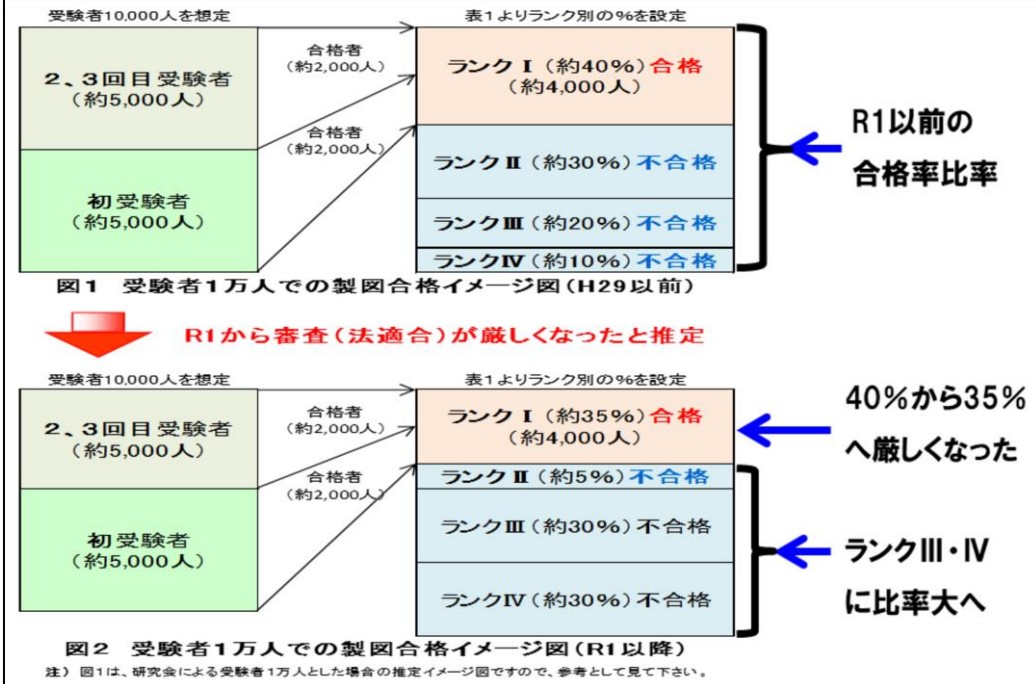
表1は、新試験制度となった平成21年から令和6年までの製図の合格基準等です。

ここで、大きな変化は、令和元年から明らかにランクⅢとランクⅣの比率が上がったという点です。

令和元年、2年、3年、4年、5年と連続で、ランクⅢとⅣの合計比率が約6割となっています。

更に、令和6年は、このランクⅢとⅣの合計比率が約7割と高くなりました。

R1から合格基準が大きく変更となった



令和元年以前のランクⅢの比率は、約20%です。

また、ランクⅣの比率は、約10%であり、その合計比率は、約30%でした。

ところが、令和元年からのランクⅢの比率は、約30%です。

また、ランクⅣの比率は、約30%であり、その合計比率は、約60%と2倍以上上がっています。

なお、ここは、令和6年約70%と更に高くなりました。

この点は、標準解答図と受講者の合否図面を分析すると、明らかに令和元年からは、法違反をすると、一発ランクⅢまたはランクⅣに落とされたかと推定できます。

R1の審査基準に関する公表内容

センターから公表されたR1の「受験者の答案の解答状況」は以下の通り。
ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる
ことができる。

- ・設計条件に関する基礎的な不適合:「要求されている室の欠落」や「要求されている主要な室等の床面積の不適合」
- ・法令への重大な不適合:「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備の設置」、「防火区画(特に吹抜け部の1階部分の区画)」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等
- ・そのほか建築計画に基礎的な問題があるもの:「吹抜けの計画(吹抜けと
なっていないもの)」等

※R1から審査(法違反等)が厳しくなったと推定

令和元年には、初めてセンターから「受験者の答案の解答状況」が公表されました。

その内容は以下の通りです。

ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる
ことができる。

- ・設計条件に関する基礎的な不適合:「要求されている室の欠落」や「要求されている主要な室等の床面積の不適合」
- ・法令への重大な不適合:「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備の設置」、「防火区画(特に吹抜け部の1階部分の区画)」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等
- ・そのほか建築計画に基礎的な問題があるもの:「吹抜けの計画(吹抜けとなっていないもの)」等

この内容からも令和元年から審査基準(法違反等)が厳しくなったと推定
できます。

R6の審査基準に関する公表内容

センターから公表されたR6の「受験者の答案の解答状況」は以下の通り。

ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げることができる。

- ・設計条件に関する基礎的な不適合:「階段の不成立」、「要求室・施設等の特記事項の不適合」等
- ・法令への重大な不適合:「道路高さ制限」、「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)の明示と防火設備の設置」等

その傾向は令和2年から令和6年と継続されています。

以下は、令和6年の受験者の答案の解答状況で公表された内容です。

ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げることができる。

- ・設計条件に関する基礎的な不適合:「階段の不成立」、「要求室・施設等の特記事項の不適合」等
- ・法令への重大な不適合:「道路高さ制限」、「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)の明示と防火設備の設置」等

令和6年に初めて「明示」という表現になりました。

この点は、1カ所でも書き忘れた場合は、ランクⅢやランクⅣになると読み取れます。

製図試験の合格率と傾向分析

表1 製図試験の合格率

年度	受験者数	合格		不合格	
		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅣ
平成21年	12,545人	41.2%(5,164人)	25.8%	23.0%	10.0%
平成22年	10,705人	41.8%(4,476人)	27.8%	23.5%	6.9%
平成23年	11,202人	40.7%(4,560人)	30.5%	18.1%	10.7%
平成24年	10,242人	41.7%(4,276人)	27.9%	18.2%	12.2%
平成25年	9,830人	40.8%(4,014人)	27.3%	19.2%	12.7%
平成26年	9,460人	40.5%(3,825人)	32.7%	20.5%	6.3%
平成27年	9,308人	40.5%(3,774人)	25.2%	23.3%	11.0%
平成28年	8,653人	42.4%(3,673人)	27.1%	20.7%	9.7%
平成29年	8,931人	37.7%(3,365人)	21.2%	29.9%	11.2%
平成30年	9,251人	41.4%(3,827人)	16.3%	16.5%	25.9%
令和元年	10,151人	35.2%(3,571人)	4.3%	30.8%	29.7%
令和2年	11,031人	34.4%(3,796人)	5.6%	24.3%	35.7%
令和3年	10,499人	35.9%(3,765人)	6.3%	26.9%	30.9%
令和4年	10,509人	33.0%(3,473人)	6.1%	32.4%	28.5%
令和5年	10,238人	33.2%(3,401人)	2.1%	22.1%	42.6%
令和6年	11,306人	26.6%(3,010人)	1.5%	23.9%	48.0%

ランクⅠ：知識及び技能を有するもの（合格）
 ランクⅡ：知識及び技能が不足しているもの（不合格）
 ランクⅢ：知識及び技能が著しく不足しているもの（不合格）
 ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不合格に該当するもの（不合格）

R1から審査（法違反等）が厳しくなったと推定（以下はR1公表のランクⅡ及びⅢの内容）
 センターから公表された「**受験者の答案の解答状況**」
 ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる
 ことができる。
 ・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求されている室の欠落」や「要求
 されている主要な室等の床面積の不適合」
 ・法令への重大な不適合：「延焼のおそれのある部分の位置（延焼ライン）と
 防火設備の設置」、「防火区画（特に吹抜け部の1階部分の区画）」や
 「直達階段に至る重複区間の長さ」等
 ・そのほか建築計画に基礎的な問題があるもの：「吹抜けの計画（吹抜けと
 なっていないもの）」等
 ※この傾向は、R2、R3、R4も続いている。

受験者10,000人を想定 表1よりランク別の%を設定

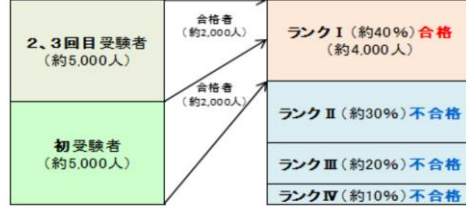


図1 受験者1万人での製図合格イメージ図（H29以前）

R1から審査（法適合）が厳しくなったと推定

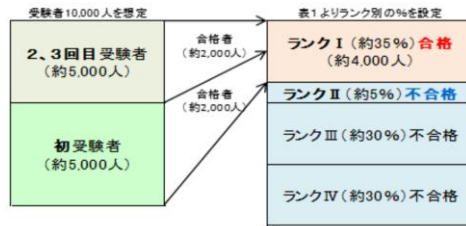


図2 受験者1万人での製図合格イメージ図（R1以降）

注）図1は、研究会による受験者1万人とした場合の推定イメージ図ですので、参考として見て下さい。

製図試験の合格者と傾向分析をまとめると以下の通りとなります。

ここで重要なのは、次の3点です。

- ① 令和元年からランクⅢとランクⅣの不合格率が上がっている。
- ② その不合格率は、令和元年以前がランクⅢとランクⅣの合計約30%が、2倍の約60%となっている。令和6年は更に約70%と高くなりました。
- ③ その理由は、「受験者の答案の解答状況」等から判断すると法違反適合への審査基準が厳しくなったと推定できる。

特に法適合違反への審査基準は厳しく、令和5年の北側高さ制限への違反は当然として、例えば延焼ラインを1ヶ所でも書き忘れると一発不合格になったと推定できる。

令和6年は、北側が植栽帯付き自由通路があり、ここに隣地境界線と書いていることから、この北側は採光が影響するが、2m離隔は、1階や2階の採光が確保できないので、ほぼ不合格になったと推定できる。

従って、令和7年の製図試験に合格するためには、第一に法適合違反をしない図面を書き上げるという点が最重要と推定する。

以上で1級建築士の製図試験における、「令和7年、製図の合格率と傾向分析」の解説を終了します。